

高 福 第 2 6 号
令 和 8 年 4 月 9 日

各養護老人ホーム
各特別養護老人ホーム
各軽費老人ホーム

} 施設長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
草野 敏行（公印省略）

令和9年春の褒章及び叙勲について（照会）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和9年春の褒章及び叙勲の被表彰者の推薦に向けて手続を進めてまいりますので、貴施設関係者で下記1の推薦要件を満たす者がいる場合は、下記2の書類を御提出の上、御推薦いただきますようお願いいたします。

記

1 被表彰者の推薦要件

（1）褒章

ア 藍綬褒章

（ア）社会福祉施設の長

以下の全てを満たす者

- a 社会福祉施設の長としての経験15年以上（令和9年4月29日現在）
- b 原則現職の者（令和9年4月29日現在）（※1）
- c 優れた事績を上げた者
- d 知事表彰受賞者（※2）

（イ）社会福祉法人を運営する者（理事長）

a から e の全てを満たし、f から i までのいずれかに該当する者

- a 理事長としての経験が15年以上（令和9年4月29日現在）
- b 社会福祉法人を設立した者
- c 原則現職の者（令和9年4月29日現在）（※1）
- d 優れた事績を上げた者
- e 知事表彰受賞者（※2）

- f 多数の社会福祉施設を開設した者
(社会福祉法第2条に定める社会福祉事業を多数に渡り実施(受託を含む)したことを含む。)
- g 実質的な施設長として現場業務に従事した者
- h 医師として、当該施設における医療業務に従事した者
ただし、病院長、医師会役員等として叙勲又は褒章の候補者となり得る者を除く。
- i その他、社会福祉法人運営上、顕著な功績を有する者

イ 黄綬褒章

- a から c の双方を満たし、かつ d か e のいずれかを満たす者
- a 寮母・指導員・看護師等、入所者と直接接することを本務とする業務に20年以上従事した者(令和9年4月29日現在)
- b 優れた事績を上げた者
- c 原則現職の者(令和9年4月29日現在)(※1)
- d 知事表彰受賞者(※2)
- e 厚生労働大臣表彰受賞者

(2) 叙勲

ア I類

- a から d の全てを満たし、かつ e から h のいずれかを満たす者
- a 過去の春秋叙勲受章者ではないこと
- b 褒章受章者(紺綬及び紅綬を除く。)の場合は、褒章受章後に、特に著しい功績が認められ、かつ受章後5年を経過している者
- c 70歳以上(令和9年4月29日現在)
- d 知事表彰受賞者(※2)
- e 第1種社会福祉施設の施設長20年以上(令和9年4月29日現在)
- f 第2種社会福祉施設の施設長25年以上(同上)
- g 団体役員
市郡レベルの理事以上、おおむね20年以上あり、かつ県レベルの理事以上(原則、副会長以上経験者)10年以上(同上)

イ II類

- 以下の全てを満たす者
- a 過去の春秋叙勲受章者ではないこと
- b 褒章受章者(紺綬及び紅綬を除く。)の場合は、褒章受章後に、特に著しい功績が認められ、かつ、受章後5年を経過している者
- c 55歳以上(令和9年4月29日現在)
- d 知事表彰受賞者(※2)
- e 介護職員・寮母・指導員等、入居者と起居を共にし、日常生活の介護指導を行

う業務に20年以上従事した者（令和9年4月29日現在）

※1 褒章については、原則現職の者を候補者とする事となっております。但し、当該職を辞してから概ね1年以内の者であれば候補者として推薦可能な場合があります。該当する場合は、事前にご連絡ください。

※2 知事表彰受賞者とは、「社会福祉大会」で知事表彰を受けた者を指します。知事表彰と同じく社会福祉大会で表彰される「会長表彰」や、当課で実施している「埼玉県介護職員等永年勤続表彰」は対象ではありません。

2 提出書類

同じ様式番号でも、褒章用と叙勲用では違いがありますので御注意ください。

(1) 褒章（黄綬・藍綬褒章）

- ・様式2 褒章審査票
- ・様式3 功績概要
- ・様式5 団体の規模及び事業概況等調
（「社会福祉法人を運営する者（理事長）」のみ）
- ・別紙1 褒章候補者に係る優れた事績の概要

(2) 叙勲（I類・II類共通）

- ・様式2 叙勲審査票
- ・様式3 功績概要
- ・様式5 団体の規模及び事業概況等調

各様式（記載例含む）は埼玉県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kenko/koresha/joho/tsuchi-annai/hyoshou/zyokunhousyou.html>

ページ番号：281472

3 提出方法及び提出先

以下のアドレス宛にメールで提出してください。（締切厳守）

メールアドレス：a3240-21@pref.saitama.lg.jp

4 提出期限

令和8年5月8日（金）必着

担 当：施設・事業者指導担当 辰田

TEL：048-830-3247

FAX：048-830-4781